

2024年度後期分 「高等教育修学支援新制度」 による授業料減免について

**学部学生（私費外国人留学生除く）対象
（大学院生は対象外です。）**



学部学生（私費外国人留学生除く）の授業料免除について

2020年4月から、高等教育修学支援新制度が実施されています。

**この制度により、日本学生支援機構
給付奨学生に採用された者は、
授業料の減免を受けられます。**

そのため、授業料減免を希望する学生は、
日本学生支援機構給付奨学金に申請してください。

高等教育修学支援新制度（新制度）とは…

対象者

- 学部学生（日本人、永住者等）
- 住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生

支援内容

- 給付奨学金の支給
- 授業料免除

原則、セットで支援

給付奨学金の採用者

授業料減免の対象者

支援対象者の要件

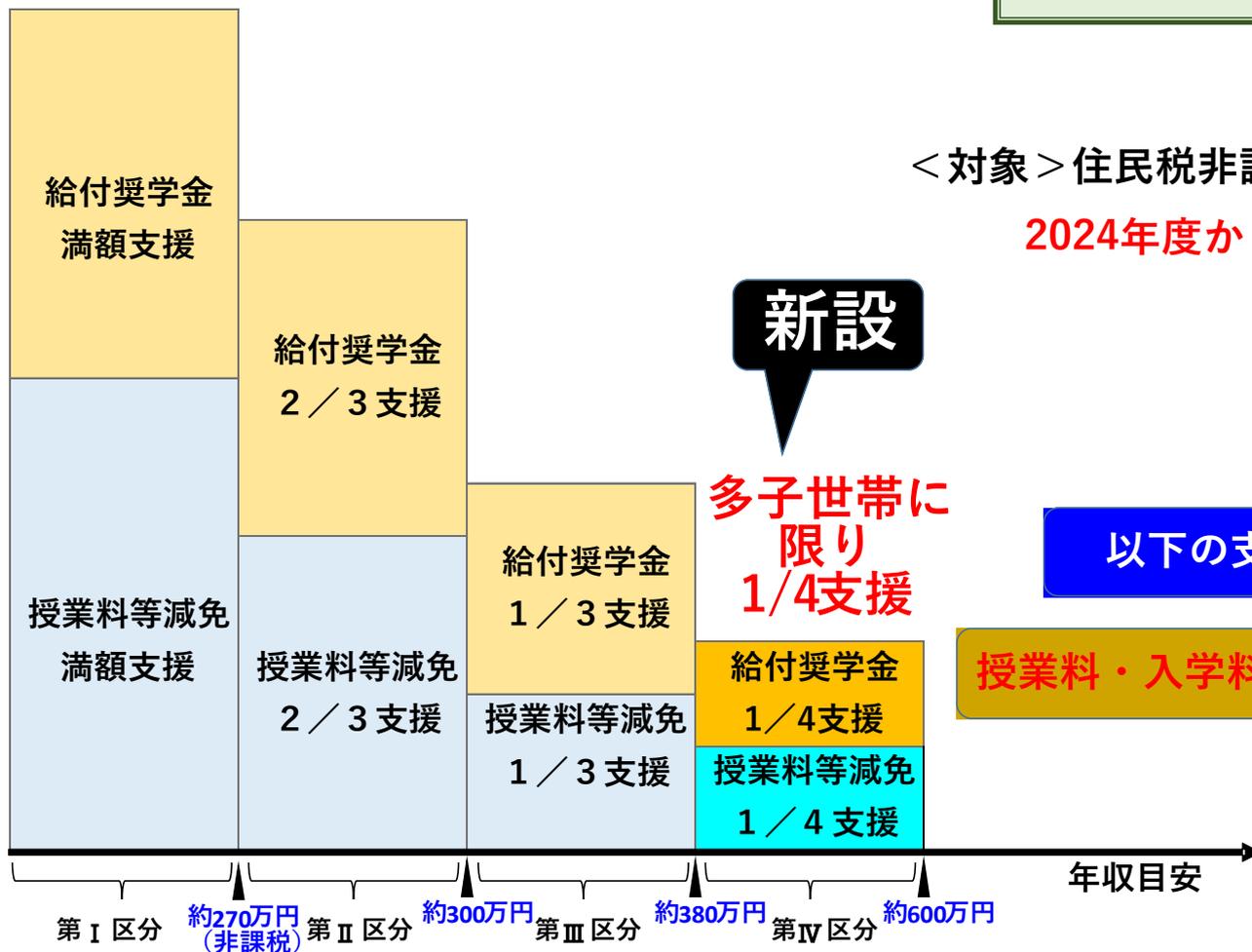
- 学業成績等に関する要件
- 家計の経済状況に係る要件 等



2024年度より多子世帯支援が始まりました。
2024年度は、秋の在学採用にて申し込みしてください。

新制度のイメージ図

給付奨学金は**日本学生支援機構**へ、
授業料免除は**大学**へ、
それぞれ申請してください！



<対象> 住民税非課税世帯・準する世帯の学生

2024年度から多子世帯支援が始まりました。

新設

多子世帯に
限り
1/4支援

以下の支援がセットになります。

授業料・入学料の減免 + 給付奨学金の支給

※多子世帯：扶養する子の数が3人以上である世帯

高等教育の修学支援新制度の対象となる学生等の認定要件について

1. 家計の経済状況に関する要件

【所得】住民税の市町村民税の所得割額が

第Ⅰ区分（標準額の支援） 100円未満

第Ⅱ区分（標準額の2/3支援） 100円以上～25,600円未満

第Ⅲ区分（標準額の1/3支援） 25,600円以上～51,300円未満

第Ⅳ区分（標準額の1/4支援） 51,300円以上～154,500円未満であること

【資産】学生等及びその生計維持者の保有する資産の合計額が

生計維持者が2人の場合 2,000万円未満

生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

2. 学業成績・学修意欲に関する要件（採用時）（いずれかに該当すること）

【入学後1年を経過していない者】

- ① 高校等の評定平均値が3.5以上であること。
- ② 入学試験の成績が上位1/2以上であること。
- ③ 学修計画書を提出し学習の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

【入学後1年以上経過した者】

- ① GPA（平均成績）等が上位1/2以上であること。
- ② 修得単位数が標準単位数以上であり、かつ学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること。

（※標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×在学年数）

3. 国籍・在留資格に関する要件

◆ 日本国籍を有すること。

留學生は対象外

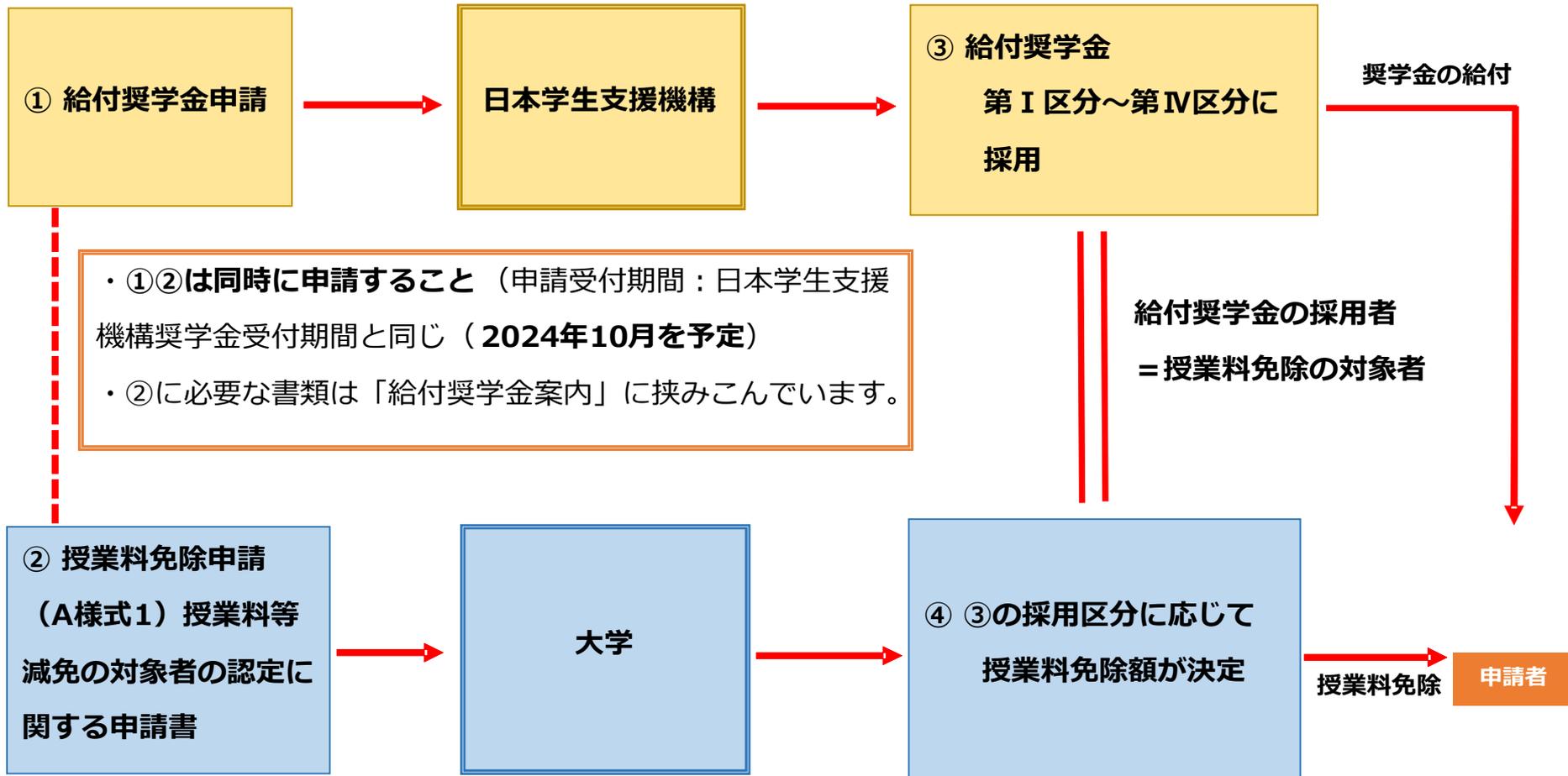
4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

◆ 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大学に入学した日までの期間が2年を経過していない者

3浪生は対象外、2浪生までは資格あり

給付奨学金在学採用および授業料減免申請の流れ

新制度（給付奨学金在学採用 + 授業料免除）申請の流れ



①と②は必ず両方を申請してください！

申請対象者について

対象者

2024年度後期分授業料減免を希望する**学部学生**（私費外国人留学生を除く）

※以下に該当する者は、必ず申請すること

2019年度以前入学の学部学生で大学独自の授業料免除（経過措置）を申請した者のうち、「日本学生支援機構給付奨学金の在学採用に申請予定」とした者

支援内容

採用された支援区分（第Ⅰ～Ⅳ区分）に応じて、給付奨学金の支給と授業料の減免が受けられます。（※給付奨学生の採用条件を満たさず対象外となった方は、授業料減免も受けられません。）

申請手続

日本学生支援機構給付奨学金と授業料減免の**両方を申請**すること。